



インドネシア: 病院と診療所: 最近の規則による主要な変更点

執筆者: 吉本 祐介、Jeanne Elisabeth Donauw、Femalia Indrainy Kusumowidagdo

本ニューズレターでは、近時インドネシアにおいて制定された病院及び診療所事業に関する 2021 年大統領令第 10 号 No.10、2021 年政令第 5 号、2021 年政令第 47 号(以下「政令 47 号」といいます。)及び 2021 年厚生大臣規則第 14 号(以下「規則 14 号」といいます。)に焦点を当てて説明します。

これらの法令による重要な改正点の一つとして、病院や診療所事業への外国投資規制の緩和があります。また、これらの法令では、事業活動のリスク・アセスメントに基づいて、必要な許認可が定められることとなります。

外資規制

A. 病院及び主要診療所

民間病院や主要診療所(*klinik utama*)については、オムニバス法により、外資による出資規制が撤廃されました。外国人投資家による投資は、これまでは最大 67%(ASEAN 諸国で設立された法人の場合は 70%)までの出資に制限されていましたが、民間病院や主要診療所のすべての株式を保有することが認められるようになりました。

B. プライマリーケア診療所

主要診療所については外資による出資規制が撤廃されましたが、プライマリーケア診療所(*klinik pratama*)については、内資がすべての出資を保有する中小企業に留保されているため、外資は出資することができません。主要診療所とプライマリーケア診療所の重要な相違点は、提供する医療サービスの種類にあります。すなわち、主要診療所は専門的な医療サービスを提供するのに対し、プライマリーケア診療所は、基本的かつ限定的な医療サービスしか提供しません。

事業許認可

インドネシアで事業を行うためには、事業活動のリスクアセスメントに基づき決定される許認可を取得する必要があります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

リスクアセスメントの観点から、民間病院事業はリスクの高い事業に分類されており、(i)事業識別番号(*Nomor Induk Berusaha*、以下「NIB」といいます。)、(ii)事業ライセンス、(iii)規格認証のすべてを取得しなければなりません。

主要診療所は、中程度のリスクのビジネスとされており、NIB と規格認証のみを取得することで足りず。

新法令は、特に病院及び診療所に必要な許認可を合理化することを意図したのですが、実際に許認可取得が容易になるかは今後注視する必要があります。

最低病床数の緩和

従来の規制では、外資が出資している病院は、一般病院と専門病院のいずれの場合であっても、200 床以上の病床数を保有する必要がありました。政令 47 号及び規則 14 号においては、一般病院の最低病床数は同じですが、専門病院の最低病床数が 100 床にまで引き下げられています。但し、最低病床数の緩和は、(i)歯科病院、並びに(ii)耳鼻咽喉科及び頭頸科の病院には適用されません。

政令 47 号及び規則 14 号によって導入された病院に関する追加要件

上述のような規制緩和がなされた一方、一般病院及び専門病院ともに、従来の規制で義務化されていた業務に加えて、次のような追加支援業務を提供する必要が生じました。

- 研究業務、病歴業務、血液業務、集中滅菌業務
- 病院マネジメント業務

さらに、政令 47 号及び規則 14 号は、政府所有の公共病院及び民間病院の双方が、通常時及びアウトブレイク発生時又は公衆衛生上の緊急事態における隔離施設として、入院病床を提供することを義務づけています。政令 47 号及び規則 14 号においては、アウトブレイク発生時又は公衆衛生上の緊急事態において、公的病院及び民間病院は、全入院病床数のそれぞれ 30%と 20%以上を隔離施設に割り当てなければならず、このようなアウトブレイク発生時又は公衆衛生上の緊急事態でない場合であっても、全ての病院は全入院病床数の 10%以上を隔離施設に割り当てなければなりません。

上記の詳細についてご不明な場合、お気軽にお問い合わせください。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



ジェン エリザベス ドノウ
Jeanne Elisabeth Donauw

提携事務所パートナー ジャカルタオフィス*¹ Walalangi & Partners

Jdonauw@wplaws.com

ジェン・エリザベス・ドノウは、インドネシア弁護士であり、インドネシア投資案件を中心とする企業法務全般に従事し、20 年の実務経験を有しています。これまで、様々な業種のクライアントに対して、インドネシアにおける複雑かつ洗練された投資、買収、企業再編の支援などのさまざまな取引を支援してきました。ワランギ&パートナーズ法律事務所に入所する前は、国際的な法律事務所のインドネシア事務所のパートナー弁護士として勤務していました。



フェマリア インドライニー クスモウィダグド
Femalia Indrainy Kusumowidagdo

Attorney-at-Law (Admitted in Indonesia), Jakarta Office*¹

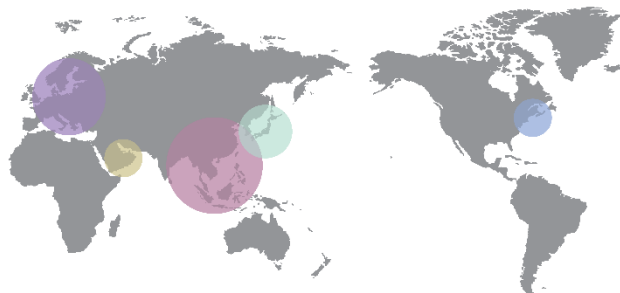
Walalangi & Partners

fkusumowidagdo@wplaws.com

Ms. Femalia Indrainy Kusumowidagdo is an experienced Indonesian lawyer, with more than six years of experience, with strong experience and knowledge on banking and finance, infrastructure and capital market.

*¹ 提携事務所、Associate office

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。